

要求水準書（特記仕様書）に関する質問書（回答）

令和5年9月13日

公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団

No.	頁	項目名等	質問事項	回 答
1	2	第 1-3 施工条件(2)工 事の実施等	定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行うとありますが、現場に騒音振動計の設置をする事で管理できますので、よろしいでしょうか。	各種対策にあたっては、尼崎市をはじめ監督官庁の指導、助言等に則って、法令等に基づき適正かつ厳正に対応し、近隣住民等へ影響が無いように行ってください。
2	2	第 2-1-(1)事前調査、 確認	発注者として、アスベスト検体採取として必要箇所数の指定はありますか。	事業団からの個所数指定はありませんが、法令及び施設の規模、特性等に応じた適切な調査を実施してください。
3	3	第 3-1-(1)仮囲い	解体施設毎に仮囲い及び防音シート又は防音パネル等設置する とありますが、敷地境界付近に仮囲い・建屋解体部に枠組 養生足場+防音シート【公園側】又は防音パネル【民家側】でよ ろしいでしょうか。	現時点においては、原則、ご質問の内容で施工いただいて 結構ですが、別途、尼崎市からの指導や住民説明会で意見 等が出された場合は柔軟に対応し、近隣住民等へ影響が無 いように行ってください。
4	3	第 3-1-(8)その他	現在の塩素剤の量と塩素以外の薬剤はどのようなものが ありますか。	塩素剤等プール使用薬剤の備蓄分は、すでに撤去済みで、 注入タンク内に一定量が残っている程度です。 また、廃油等の危険物の使用はございません。 万一、解体時に発見された場合は、適切な手法にて処分し てください。
5	4	第 3-2-(1)-ウ	可燃ガス等の測定とは、携帯型ガス濃度測定器（理研 GX2009 など）でよろしいでしょうか。	明確に数値が測定でき、安全かつ確実に除去できるもので あれば、測定機器の指定はありません。
6	4	第 3-2-(2)障害物等 撤去	水道・ガス設備の撤去範囲は、水道メーター返納及び本管止め、 ガス配管は境界付近でのガスパイプによる切断閉塞、下水管 は最終枠残置でそこまでの配管撤去でよろしいでしょ うか。	水道及びガス設備の撤去に際しては、各提供事業者と事前 に協議、確認等を行い、適切に撤去してください。
7	6	第 3-3-(10)地下水モニ タリング調査	測定地点や頻度は、尼崎市環境保全課と協議とありますが、設置箇所数や頻度が多い場合は追加業務として別途契	現時点において別途契約の締結は予定していませんが、行 政指導の内容やその業務量等を踏まえる中で、必要に応じ

			約を認められるのでしょうか。	て協議させていただきます。
8	6	第 3-3-(10)地下水モニタリング調査	観測井は既設井戸水採取口が利用できる場合は、これを使用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	2	第 1-3-(1)住民対策等	家屋調査の範囲をご指示ください。	円滑な工事实施に必要な範囲を基本に、事業者の決定後、事業者と協議し決定する予定です。なお、住民説明会における意見等により柔軟に対応します。
10	2	第 1-3-(2)工事の実施等	騒音振動計の設置は必要でしょうか。	各種対策にあたっては、尼崎市をはじめ監督官庁の指導、助言等に則って、法令等に基づき適正かつ厳正に対応し、近隣住民等へ影響が無いように行ってください。
11	1	第 1-1-(2)解体撤去施設	解体敷地内に残置記載されていない植栽は撤去することによいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	1	第 1-1-(2)解体撤去施設	アスファルト舗装は全て撤去することによいでしょうか。	お見込みのとおりです。